

預金商品説明書（大口定期預金）

平成 24 年 7 月 25 日現在

1. 商品名	・ 大口定期預金（自由金利型定期預金）
2. 販売対象	・ 個人および法人。
3. 期間	・ 定型方式…………… 1 ヲ月、3 ヲ月、6 ヲ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年。 ・ 満期日指定方式………… 1 ヲ月超 5 年未満。 ・ 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続又は元利金継続）の取扱ができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入。 ・ 1, 0 0 0 万円以上。 ・ 1 円単位。
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利。 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以降に一括して支払います。 ・ 預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応答日）以降および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算
7. 税金	・ 個人の利息には 2 0 %（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0. 5 % 上乗せした利率）
10. 期限前解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 (1) 預入日の 1 ヲ月後の応答日の前日までに解約する場合。

この街で——



預金商品説明書（大口定期預金）

	次の(2)の方式による利率（小数点第4位以下切り捨て）と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。 (2) 預入日の1ヵ月後の応答日以降に解約する場合。 次のA. またはB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、B. の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）÷預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元本を預金通帳、証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
13. その他参考となる 事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）